

# 山口県報

平成24年  
7月31日  
(火曜日)

## 目次

規則  
山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営金融課)……………

告示  
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を  
しなればならない区域の指定の解除(環境政策課)……………

指定施業要件の変更予定保安林(岩国市)(森林整備課)……………

公告  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………

人委規則  
特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………

職員  
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………

学校職員  
学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………

企業管理規程  
山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………



山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月三十一日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第六十四号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「七の項」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号及び第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、同項第十三号中「七の項」を削り、同号を同項第十号とし、同項第十四号を第十一号とし、第十五号から第二十号までを三号ずつ繰り上げる。

別表第一の五の項を次のように改める。

五 削除
七 削除

別表第三の二の項中「五の項、」を削り、同表六の項中「五の項」を「四の項」に改める。

#### 附 則

- (施行期日)
- この規則は、公布の日から施行する。
  - この規則の施行の前日に改正前の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。



### 山口県告示第三百一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十六号)により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

平成二十四年七月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域  
光市大字光井字武田四七二〇の一部
- 二 特定有害物質の名称  
水銀及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

山口県告示第三百二二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十四年七月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件（平成九年農林水産省告示第三百二十号）、保安林の指定をする件（平成九年農林水産省告示第三百二十一号（二に係るものに限る。））及び保安林の指定をする件（平成九年農林水産省告示第三百二十一号）に定めるところ（森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものに限る。）による。
- 二 変更に係る指定施業要件
  - （一） 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）



（三七九）大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十四年二月二十四日山口県公告（五五）に係る大規模小売店舗について次のとおり周

南市から意見を聴きました。  
当該意見は、平成二十四年七月三十一日から同年八月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済産業部商工振興課及び周南市新南陽総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンタウン周南  
所在地 周南市古市一丁目四四七三の四
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

（三八〇）大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十四年二月二十四日山口県公告（五八）に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年七月三十一日から同年八月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済産業部商工振興課及び周南市新南陽総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年七月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンタウン周南  
所在地 周南市古市一丁目四四七三の四
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。



特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「に係る区域」の下に「(原子炉建屋内及び免震重要棟内を除く。)」を加え、同項第三号を削り、同項第二号中「前号に掲げる」を「前各号に掲げる区域及び避難指示解除準備区域に設定された」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号中「設定された区域」の下に「(前三号に掲げる区域及び避難指示解除準備区域に設定された区域を除く。)」を加え、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

- 一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内
二 帰還困難区域に設定された区域(前号に掲げる区域を除く。)
三 居住制限区域に設定された区域(前二号に掲げる区域を除く。)

- 附則第三項第三号中「の屋外」を削り、同項に次の二号を加える。
四 前項第四号に掲げる区域において行う作業
五 前項第五号に掲げる区域において行う作業
附則第四項各号を次のように改める。
一 前項第一号に掲げる作業のうち故障した設備等を現場において確認するもの一日につき 二万円
二 前項第一号に掲げる作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 一日につき 一万三千三百円
三 前項第二号及び第四号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 一日につき 六千六百円

- 四 前項第二号及び第四号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 一日につき 千三百三十円
五 前項第三号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 一日につき 三千三百円
六 前項第三号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 一日につき 六百六十円
七 前項第五号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 一日につき 五千円
八 前項第五号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 一日につき 千円
附則第六項中「附則第四項第一号、第三号又は第五号」を「附則第四項第三号、第五号又は第七号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十一号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県企業管理規程第五号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十四年七月三十一日

山口県公営企業管理者 藤部 秀則

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程(昭和四十年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「骨髓液」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附則

この管理規程は、平成二十四年七月三十一日から施行する。

平成二十四年七月三十一日印刷  
平成二十四年七月三十一日発行

発行人所

山口県知事